

○厚生労働省
環境省
経済産業省告示第三号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成十五年政令第五百三十号）第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十九号）による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第四条第三項の規定に基づき、同条第一項第三号に該当するものであると判定した新規化学物質として厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が公示する化学物質の名称の一部を次のように改正したので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十九年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

経済産業大臣 世耕 弘成

環境大臣 山本 公一

通し番号3377の項を次のように改める。

3377 3-エチル-1-メチル-1*H*-イミダゾール-3-イウム=クロリド-III (5) -6244

塩化アルミニウム (1 / 2)

通し番号 5230 の項を次のように改める。

5230 2 - (2 - メトキシプロポキシ) プロピル=アセタートと 2 - (2 - メトキシプロポキシ) - 1 - メチルエチル=アセタートと 2 - (2 - メトキシ - 1 - メチルエトキシ) プロピル=アセタートと 2 - (2 - メトキシ - 1 - メチルエトキシ) - 1 - メチルエチル=アセタート (主成分) の混合物 (2) - 3928

通し番号 5651 の項を次のように改める。

5651 α - { [3 - (3 - { [3 - (アルカンアミド (又はアルケンアミド) (C = 8 ~ 22、直鎖型)) プロピル] (ジメチル) アンモニオ} - 2 - ヒドロキシプロポキシ) プロピル] (ジメチル) シリル} - ω - [3 - (3 - { [3 - (アルカンアミド (又はアルケンアミド) (C = 8 ~ 22、直鎖型)) プロピル] (ジメチル) アンモニオ} - 2 - ヒドロキシプロポキシ) プロピル] ポリ [オキシ (ジメチルシランジイル)] = ジアセタート (水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1%以下であるものに限る。) (7) - 2854

通し番号 5887 の項を次のように改める。

5887 エテン・メチル＝アクリラート共重合物の 2, 2' -オキシジエチル＝ジメ (7) -2909
タクリラート付加物 (架橋構造) (水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1
,000未満の成分の含有率が 1 %以下であるものに限る。)